



平成 24 年 8 月 29 日
株式会社 ヒューマンアイ
代表取締役社長
桐生 一郎

「改正労働者派遣法の施行」について

3月28日に参議院本会議において一部修正の上、可決・成立いたしました「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正労働者派遣法)が、10月1日より施行されることになりました。

弊社では、以前よりお取引先各位へ情報提供を行ってまいりましたが、施行後の対応に不透明な部分が多く、無用の混乱をさける為、具体的なご提案を差し控えさせて頂いておりました。

8月より各都道府県で労働局主催の説明会が順次実施され、また8月22日には厚生労働省のHPに改正政省令の情報が公開されたことにより、不透明であった部分が明確となってまいりました。

これらの内容を基に、改正後の具体的な対応策のご提案を随時、行ってまいります。

【法改正に伴う主な変更点】

- ・ 日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者（日雇労働者）を派遣することの原則禁止
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金のマージン率公表義務
- ・ 同じグループ企業内への社員の8割超を派遣することの禁止
- ・ 違法派遣における雇用申込み見なし制度の創設（法施行より3年後に導入）
- ・ 政令26号業務の区分け変更（参考資料参照）

弊社といたしましては今後も適法・適正な業務運営を行い、高いサービスを皆様にご提供できるように取り組んでまいります。

関係各位におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【参考資料：派遣法改正に伴う政令26業務の区分け変更】

No	専門業務	旧政令 26 業務	新政令に よる分類
1	ソフトウェア開発の業務	1 号	4 条 1 号
2	機械設計の業務	2 号	4 条 2 号
3	放送機器等操作の業務	3 号	5 条 1 号
4	放送番組等演出の業務	4 号	5 条 2 号
5	事務用機器操作の業務	5 号	4 条 3 号
6	通訳、翻訳、速記の業務	6 号	4 条 4 号
7	秘書の業務	7 号	4 条 5 号
8	ファイリングの業務	8 号	4 条 6 号
9	調査の業務	9 号	4 条 7 号
10	財務処理の業務	10 号	4 条 8 号
11	取引文書作成の業務	11 号	4 条 9 号
12	デモンストレーションの業務	12 号	4 条 10 号
13	添乗の業務	13 号	4 条 11 号
14	建築物清掃の業務	14 号	5 条 3 号
15	建築設備運転、点検、整備の業務	15 号	5 条 4 号
16	案内・受付の業務	16 号	4 条 12 号
17	駐車場管理等の業務	16 号	5 条 5 号
18	研究開発の業務	17 号	4 条 13 号
19	事業の実施体制の企画、立案の業務	18 号	4 条 14 号
20	書籍等の制作・編集の業務	19 号	4 条 15 号
21	広告デザインの業務	20 号	4 条 16 号
22	インテリアコーディネータの業務	21 号	5 条 6 号
23	アナウンサーの業務	22 号	5 条 7 号
24	OAインストラクションの業務	23 号	4 条 17 号
25	テレマーケティングの営業の業務	24 号	5 条 8 号
26	セールスエンジニアの営業の業務	25 号	4 条 18 号
27	放送番組等における大道具・小道具の業務	26 号	5 条 9 号
28	水道施設、下水道、一般廃棄物処理施設、非破壊検査等に 必要な機器の運転、点検若しくは整備の業務	-	5 条 10 号